

会議議事録

1 会議名	令和7年度 第2回 長岡市子ども・子育て会議
2 開催日時	令和7年11月21日（金曜日） 午後2時から4時まで
3 開催場所	ながおか市民防災センター 2階 研修室
4 出席者名	<p>(委員)</p> <p>渡辺美子委員長、永井林一郎委員、佐藤昌弘委員、太田洋一委員、 宮下あさみ委員、若井仁資委員、櫻井和夫委員、日野奈保子委員、 成田 涼委員、五十嵐俊子委員、高橋 聰委員、竹内祐貴委員、 池田吏恵委員</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>小池由佳教授（新潟県立大学）</p> <p>(事務局)</p> <p>子ども未来部：星野部長 保育課：殖栗課長、高橋係長 こども家庭センター：井口副所長 学校教育課：中村課長 子ども政策課：松木課長、木村課長補佐、馬場係長、荻島主査 田村主任、猪又主事、金子子どもナビゲーター 池田子どもナビゲーター</p>
5 欠席者名	山川千恵子副委員長、宮下一穂委員、佐藤恵子委員、田邊香織委員、 高橋美幸委員、横澤勝之委員、久保和喜委員、
6 議題	<p>(1) 子どもナビゲーターからの報告について (2) 子どもの貧困対策連絡会議の報告について (3) こども誰でも通園制度について (4) こども・若者への権利周知、意見聴取の状況について</p>
7 会議結果の概要	<p>議事 (1) 及び (2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が議事 (1) (2) 資料に基づき説明 ・質問・意見等は下記のとおり <p>議事 (3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が議事 (3) 資料に基づき説明 ・質問・意見等は下記のとおり <p>議事 (4) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局が議事 (4) 資料に基づき説明 ・質問・意見等は下記のとおり

8 会議の内容	
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 新任委員の紹介</p>
委員長	<p>3 議事</p> <p>議事（1）及び（2）について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	議事（1）（2）資料に基づき説明
委員	どこからがヤングケアラーになるか、線引きが非常に難しいと思う。そこをよく考えた上で数字をあげていただいたと思うが、今後も、きめ細かに活動してほしいと思っている。
事務局	子ども・子育て会議、子どもの貧困対策連絡会議で、小池先生からも随時アドバイスいただいている。そのアドバイスに基づきながら、学校に対しても決してヤングケアラーと決めつけるのではなく、窓口は開いておいて、困ったらいつでも相談においてという姿勢で受け入れてあげてほしいとお願いをしている。
委員	この学校へのアンケートは、誰が答えているのか。
事務局	担任の先生を通して教頭先生や生徒指導担当の先生が集約をして報告いただいている。保健室の養護教諭の先生も関わっている。
委員	以前に行ったヤングケアラーのアンケートと数値に開きがあるのは調査方法が違うからか。それぞれの家庭からアンケートをいただくのではなくて、その関係者からいただくということで、踏み込んだところまで聞くことができないから、数値の違いに表れるのでよいか。
事務局	学校で気が付いたところということで限界を感じている。それを補うものとして、子どもたちに生活アンケートをとったり、教育相談をしたりして、補いながら見逃さないようにしている。
委員	子どもに障害があったり、親自身に障害があることが貧困に関係があるんではないかと思っているが、何か調査の中で出でていない

	か。
事務局	個々の家庭状況の細かい事については、個別に面談しない限り、把握できない。
委員	障害児をもつお母さん達のサークルにおいて、なかなか仕事に就けないので内職を探してきて、一緒にやり始めてるところがある。また、不登校の状態もお母さんの生活が犠牲になってしまい、仕事が続かなかったりと、最終的に心が病んでしまう現状にある。家庭状況の細部まで学校では把握しきれていない感じか。
事務局	学校では家庭に入り込むことができないので、中越教育事務所にいるスクールソーシャルワーカー(SSW)に相談している。SSWは家庭に入ることができるので、SSWを通して家庭の実態が分かる。そして、貧困が疑われば、子どもナビゲーターに連絡がくる。そのようにして、保護者から相談を頂くこともあった。
委員	地域にある子ども食堂でも、“気になる家庭”が利用している話も聞いたりするので、そのあたりの情報も参考にするとよい。
委員	ヤングケアラーは、地域性の特徴はあるのか。中心部の方が多いとか、周辺部の方が多いとか。
事務局	中心部とか周辺部とか、そういった差はない。どこで発生してもおかしくないという状態である。
委員	シングルマザーの方の話を聞くと、近くに祖父母が暮らしていてお米などをもらい援助してもらっている家庭もあれば、同じ世帯に暮らしていても家計が別、さらには同じ住所ということで、制度上、公的支援が受けられず、実は貧困世帯だったりするケースも聞く。または、保護者が虚勢を張って貧困である状況を知られたくない場合もあるため、なかなか家庭ごとに複雑で把握するのが難しい現状もあると思う。
委員	仕事を長く続けられないという原因は、どのようなものか。
事務局	いまでは、ひとり親でもハローワークに行くと、すぐに仕事が見

	つかるが、人間関係が原因で仕事が長続きしない事例がある。
委員長	議事（3）について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議事（3）資料に基づき説明。
委員	こども誰でも通園制度は、3歳未満児が対象の事業で、3歳以上になった時にも、慣れたそこの園で保育をすることが推奨されているが、資料にある「こども誰でも通園制度と教育・保育の一体的な提供」とは、具体的にはどうような受け入れ態勢を意味しているのか。入園することなのかまたは一時保育で受け入れをするのかさまざま考えられる。
事務局	イメージとしては、0歳から2歳までのお子さんが、誰でも通園制度を利用して通っていた保育園で、3歳以降もそのまま入園を希望する場合、なるべくその希望が叶うような調整をさせて頂きたい。
委員	里帰り出産時の利用など、市外在住の保護者の利用はできるのか。
事務局	市外から、長岡市の施設を利用したいという場合、この制度を利用できる仕組みになっている。その逆もある。長岡市民のお子さんが、長岡市以外の施設を利用したいという時にも利用することができる枠組みになっている。
委員	この制度の調査が年度初めくらいにあった。その調査は、いくつかパターンが示されていて、それぞれのパターンについて意見を問われている内容であった。実際に、制度を運用するにあたり、この量の見込み、確保方法のところの数値の信頼性、本当にこのくらいの数値でよいものか。
事務局	この事業のスタイルとして、専任の職員を置く「一般型」と、定員の内数、余剰があり、その余裕のある中でお子さんを預かる「余裕活用型」という2種類ある。それらを踏まえて実施いただく意向があるかという照会をした中で、「一般型」を希望するのであれば、何人ぐらいのお子さんを預けられるか、「余裕活用型」を

	希望されるようであれば、その内数として、どれくらいのお子さんを預かることができるか質問させていただき、今回の数値を算出した。
委員	従来の一時保育事業はなくなって、こども誰でも通園制度に切り替わるのか。
事務局	一時保育事業はそのまま継続実施の予定。似たような制度になるが、利用しやすい枠組みが増えるようなイメージになる。
委員	この制度は、月 10 時間、誰でも無料で利用できるものなのか。
事務局	利用料金等は、まだ国から詳細な情報が示されていないが、先行事例では、1 時間 300 円と設定している自治体がある。
委員	一時保育事業とこども誰でも通園制度の違いがわからない。一時保育の方が割高になるのか？
事務局	一般的な一時保育事業は、保護者の就労等で子どもの面倒がみれないので、預かってもらうことが目的にあるが、こども誰でも通園制度は、自宅保育も可能な家庭が子どもの発達を促すため、他のこどもとの交流を図ることが目的にある。また、料金では、保育園で実施している一時保育は、1 日単位、半日単位があり、3 歳未満児だと 1 日 1,650 円かかる。こども誰でも通園制度が、仮に 1 時間 300 円の場合、1 日 8 時間預かると、2,400 円となるため、こども誰でも通園制度の方が割高になる可能性もある。
委員	今までの一時保育事業でも、保護者が美容室に出かけるなどの理由でも預けることができるのに、料金面でも割高になると何かほかにメリットがあるのか？
事務局	一時保育事業は各自治体に実施方法が委ねられているため、長岡市では、保護者の就労等の要件に関わらず、施設に空きがあれば受け入れている。結果的に、長岡市はこども誰でも通園制度と近い運用をすでにしているが、全国的に制度の統一を図るために、今回この制度が設計された。

委員	ほかに、一時保育事業の申込みにおいて、各施設に1件ずつ問い合わせさせて、空き状況を確認しなければならないため、こども誰でも通園制度では、目に見えるかたちになっていると保護者は利用しやすいと思う。
事務局	今後の制度設計の参考にさせていただく。
委員	量の見込みの利用割合 15%は一時保育の利用者の割合でよいのか？
事務局	令和5年度の実績で、利用対象者のうちの利用人数を年齢別に算出し、集計したものを総合的に判断し、この数値を設定した。
委員長	議事（4）について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議事（4）資料に基づき説明。
委員	この権利のパンフレットは、こめぶら（長岡教育情報プラットホーム）にも掲載するのか？
事務局	掲載を予定している。
委員	ワークショップに参加したりとか、こういう声を上げるような子はそもそも自己肯定感がある。集団の中でも、特別な存在である可能性が高い。それらを踏まえて、意見聴取する対象者の選定は慎重に行う必要がある。
事務局	まだテーマも検討しているところだが、市内の各小中学校に募集をして、いろいろなこどもたちが参加できるような募集の仕方を考えていく。
委員	権利のパンフレットの最後のページにある相談窓口に連絡してくれるこどもは、ずっと悩んでやっとの思いで声を上げてくるとても繊細なこどももいると思うので、きめ細かな対応と横の連携を強めて情報を共有していただきたい。

委員長	全体を通して、その他の意見は何かありますか。
委員	国の就学援助制度について、最低賃金が上がったら、それだけで就学援助の収入基準を超えてしまう場合がある。就学援助のラインは変わらないが最低賃金だけが上がっている。でも物価も上がっているから、差し引くと逆に生活がきつくなっている家庭もあるのではと思う。出来るだけ保護者負担を減らそうと、教材等で本当に必要なものだけを購入するようにしている。修学旅行も、今まで関西や広島に行っていた学校がもう高くて行けないので、関東に変わっているケースも増えてきている。学習の質を落とさず、費用面で家庭の負担にならないように工夫をしている。
委員	小学生の場合、お手伝いの部分とヤンケアラーの部分の境界を子どもが自覚する事は難しいと感じている。また、困っている家庭に対して、学校も関係機関へ繋ぐように保護者にチラシ等で案内するが、実際には相談をしない、行動を起こさない家庭が多くあり、なかなか歯がゆい状態である。学校と保護者との信頼関係を少しずつ築いていき、徐々に関係機関につなげていき、家庭の問題を解決している状況にある。
事務局	4 その他 事務局からの報告
(欠席委員の意見)	中学校の部活の地域移行が始まったが、地域移行した後のクラブに入った子はとても少ないように感じる。理由を聞くと、「面倒だから」とか、結局家でゴロゴロしているという話を聞く。このようなことから、今後の子どもの心身の発達への影響を危惧している。なぜ「ながおか Come100 クラブ活動」に入らないのか、土日家で何をして過ごしているのかを調べた方が良いのではないかと感じている。
事務局	「ながおか Come100 クラブ活動」は9月にスタートした制度だが、9月末時点での登録者数は1,339人。今まで休日に活動していた部活動の生徒の割合は68%。部活動を行う全生徒数が2,600人のため、約半数の生徒が「ながおか Come100 クラブ活動」に参加していると読み取れる。これまでの部活動は、平日と休日のセットだったので、これからは休日の過ごし方の選択肢が

	<p>広がっていく。休日の地域クラブに、加入しないことだけが必ずしも悪いことであるとは考えていない。競技団体が主催するようなクラブチームで、一生懸命活動することももいたり、平日とは別に、土日は趣味や勉強をする、家族と過ごすなど、そういった生活も良いと思っている。</p> <p>2つ目の「ながおか Come100 クラブ活動」に入らない理由や休日の過ごし方を調べた方が良いといったことについて、ちょうど11月上旬にアンケート調査を実施した。アンケート結果の分析は現在行っているが、内容を少しご紹介すると、市内の中学校1、2年生を対象に実施したアンケートである。休日の過ごし方を2つ選択する質問で一番多かったのが、家族、友達と過ごす、これが28%。その次が、趣味20%。勉強13%。「ながおか Come100 クラブ活動」12%。残りは、1桁台のパーセントであまり差がないが、習い事、休養、学習塾、「ながおか Come100 クラブ活動」以外のスポーツ、文化・芸術活動、家の手伝い、その他。という回答であった。また、不参加の理由で、多く寄せられた回答が、「平日の部活動で満足しているから」、「勉強や趣味に使いたいから」、「土日はゆっくりしたい」という意見が上位3つだった。</p> <p>今後もアンケート結果を分析して、関係機関と連携していきながら、こどもたちの活動の場の提供を行っていきたいと考えている。</p> <p>4 その他 アドバイザーからのまとめ 議事 (1) (2) について</p> <p>毎年、丁寧に分析をしていただきて、傾向を掴んでいること、その中で見えてきていることを、このように全体で共有できるという事は、すごく大切な機会になっていると思う。</p> <p>ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法の改正によって「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」という定義が明確に法律で示されている。法律ができて、基準が共有されていくと、これはヤングケアラーかもしれないという事例が蓄積されていく。そのような動きの中で、世間一般に制度が浸透していく。かつて虐待の定義の理解が十分でなかったことと同様に、ヤングケアラーもまだ入り口の段階であると理解していただければと思う。</p> <p>また、改めて学校が機能することは大事だと思った。学校はこど</p>
--	--

	<p>もたちが基本的に通う場所であり、見えにくいところもあると思うが、子どものサインを受け取ることができる。学校生活の中でヤングケアラーの疑いがあると感じた場合は、必要な関係機関につなぐなど、子どもたちへのアプローチが適切に行われ、機能していくことが大切であると感じた。</p> <p>議事（3）について</p> <p>こども誰でも通園制度と、一時預かり事業は違う。誰でも通園制度の目的は保護者の養育力を高めること。国の資料を見てもどこにも預かるとは書いていないし、リフレッシュとも書いていない。しかし、ニュース報道等でリフレッシュという方が大きく取り上げられ誤解が生じている。国の資料には「対象児童に適切な遊び及び生活の場を与える」とあるように、結果的に保護者のリフレッシュになっているかもしれないが、同時に「保護者との面談、子育てに関する情報提供、助言等を行う」とあるように、本来の目的は保護者の養育力を高めるところにある。かつては、祖父母や近所の人たちがそのような子育てのコツやポイントをアドバイスする環境にあったが、現代ではそのような社会構造が薄れている。保護者の養育力が低いと、虐待ネグレクトに発展していくので、それらを未然に防ぎ、乳幼児期から支援するためにこの制度ができた。</p> <p>こども誰でも通園制度は、最初、市町村に申請をする。申請したら市町村は国のシステムに登録するという仕組みが出来てる。登録をすると国のシステムから、申し込んだ人のところへアカウント登録がいく。そのアカウントを使って、全国のデータ化されたこども誰でも通園制度をやっている園の情報を探して、親は自分で申し込む仕組みとなっている。いわゆる国が考へてる保育DXのこと。だから、市町村を超えての使える仕組みとなっている。養育力を高める役割が既存の保育士に担えるのかが今後の課題ではないかと思う。保育士はこどもを保育する専門だが、保護者の養育力を高める専門ではないと考える。</p> <p>議事（4）について</p> <p>このようなリーフレットを作っていただき、いろいろな形で特に子どもをメインに、周りの方たちに周知していってほしい。広報は行政だけに任せないで、ここにいる関係各所の皆さんと一緒にやっていかないと、さまざまなものに伝わらないので、是非完成品が出来たら、それぞれの立場で活用していってほしい。こどもたち</p>
--	--

事務局	に権利があるということはまだまだ理解されていない、時間もかかる話なので皆さんと一緒に広めていただきたい。 5 閉会
9 会議資料 別添のとおり	